

一般財団法人 佐久自動車協会定款

一般財団法人佐久自動車協会定款

第1章 総則

(名 称)

第 1条 この法人は、一般財団法人佐久自動車協会という。

(事務所)

第 2条 この法人の主たる事務所は、長野県佐久市中込3387番地1に置く。

(目 的)

第 3条 この法人は、自動車の検査に関する施設を設けて、自動車の保安、整備技術の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 自動車の検査に関する施設の運営及び管理
- (2) 自動車に関する調査及び研究
- (3) 自動車の運転及び整備に関する講習会等の開催
- (4) 交通道德の啓蒙及び宣伝
- (5) 自動車の整備に関する相談
- (6) 自動車に関する事項の政府国会その他に対する建議
- (7) その他前各号に定める事業に関連する事業

第2章 財産及び会計

(基本財産)

第 5条 この法人の財産のうち、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた財産を基本財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 6条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分する場合には、理

事会の決議を得なければならない。

(財産の管理)

第 7 条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議によるものとする。

(事業年度)

第 8 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 9 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 10 条 この法人の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、2 カ月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち第 1 号、第 3 号、及び第 4 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第 3 章 評議員及び評議員会

(定 数)

第 11 条 この法人に、評議員 3 名以上 20 名以内を置く。

(選任等)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記する。
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任 期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第11条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第14条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(構成及び権限)

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬並びに費用の額の決定
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の決算の承認
 - (5) 残余財産の処分
 - 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第18条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開 催)

- 第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後、3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 前項に関わらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第18条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により選任する。

(定足数)

第20条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第21条 評議員会の議事は、法令及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって裁決するところによる。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長がこれに記名押印しなければならない。

第4章 役員等及び理事会

(種類及び定数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
 - (2) 監事1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって各々選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会において選定する。
- 3 理事長及び専務理事をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。
- 5 監事は、この法人の理事、評議員又は使用人を兼ねることができ

ない。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐して、会務を掌理し、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 役員は、第23条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。
- 4 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第28条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の場合においては、評議員会の議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすること

ができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(顧問)

第30条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会において選任する。

3 顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 顧問は、無報酬とする、ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第31条 顧問は、理事長の諮問にこたえ、又は理事長に対し意見を述べる
ことができる。

(設置)

第32条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第34条 理事会は、通常理事会として毎事業年度開始の日の前日までに1
回、毎事業年度終了後2カ月以内に1回開催するほか、必要がある
場合に開催する。

(招集)

第35条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集す
る。

2 理事長は、理事会の開催日の5日前までに、理事及び監事の全員
に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面を
もって通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるとき
は、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって裁決するところによる。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長、専務理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第5章 委員会

(委員会)

第41条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第6章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第43条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員は賛助会員名簿に署名捺印するものとする。
- 3 賛助会員は自動車検査点検の際、理事会が議決した所定の金額を抛出するものとする。
- 3 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解 散)

第45条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告

(公 告)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補足

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(附 則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する、同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の理事長は依田貞太郎とし、最初の専務理事は富松昭一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。